

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会

# 企業間の取引における紙によるやり取り等の現状とデータの信頼性について

2020年4月20日  
富士通株式会社  
渋谷 秀人

## ■ 検討会にあたり

下記のビジネスユースケースについて、企業間取引におけるプロセスでの「紙の書類の授受」の実態を整理し、現状の業務課題やデジタル化の余地について検討を行ないます。

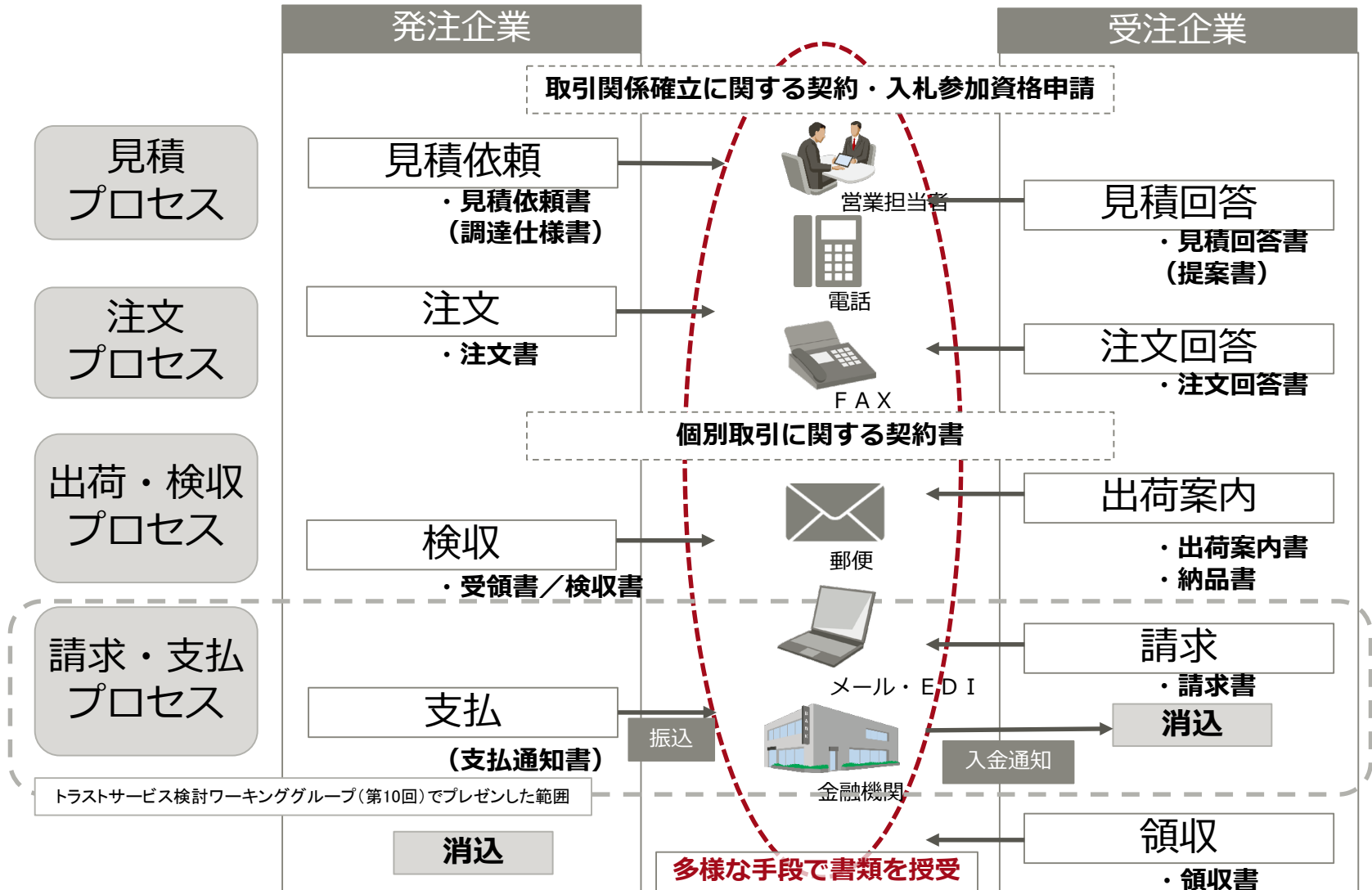
- 受発注等の商流取引
- 金融取引

# 受発注等の商流取引

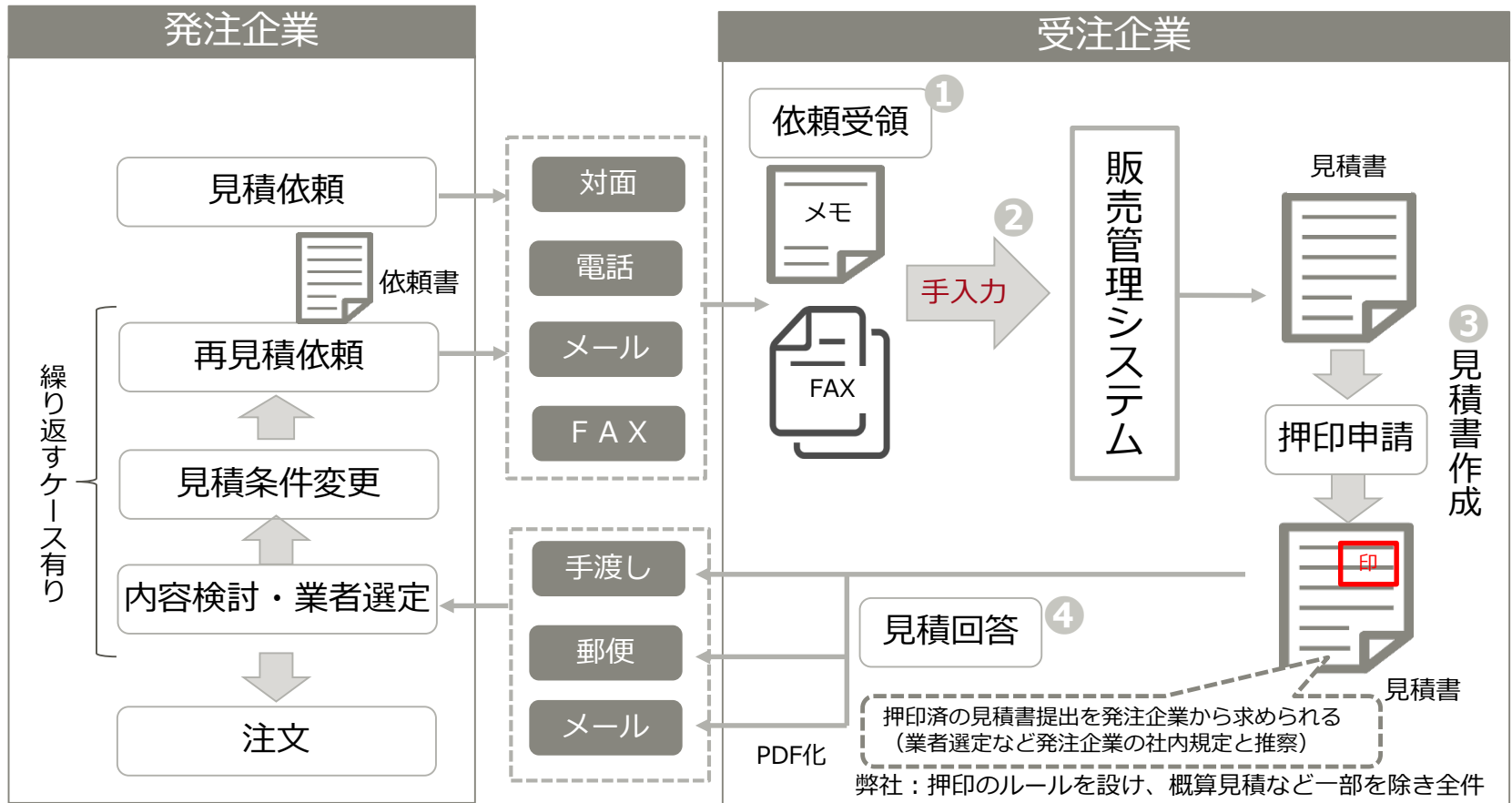
# 受発注等の商流取引のプロセス概要

受発注等の商流取引は「紙の書類」を基本にした事務プロセス

各企業は内部統制により厳格なプロセスを規定しており、電子化実現においても重要なポイント



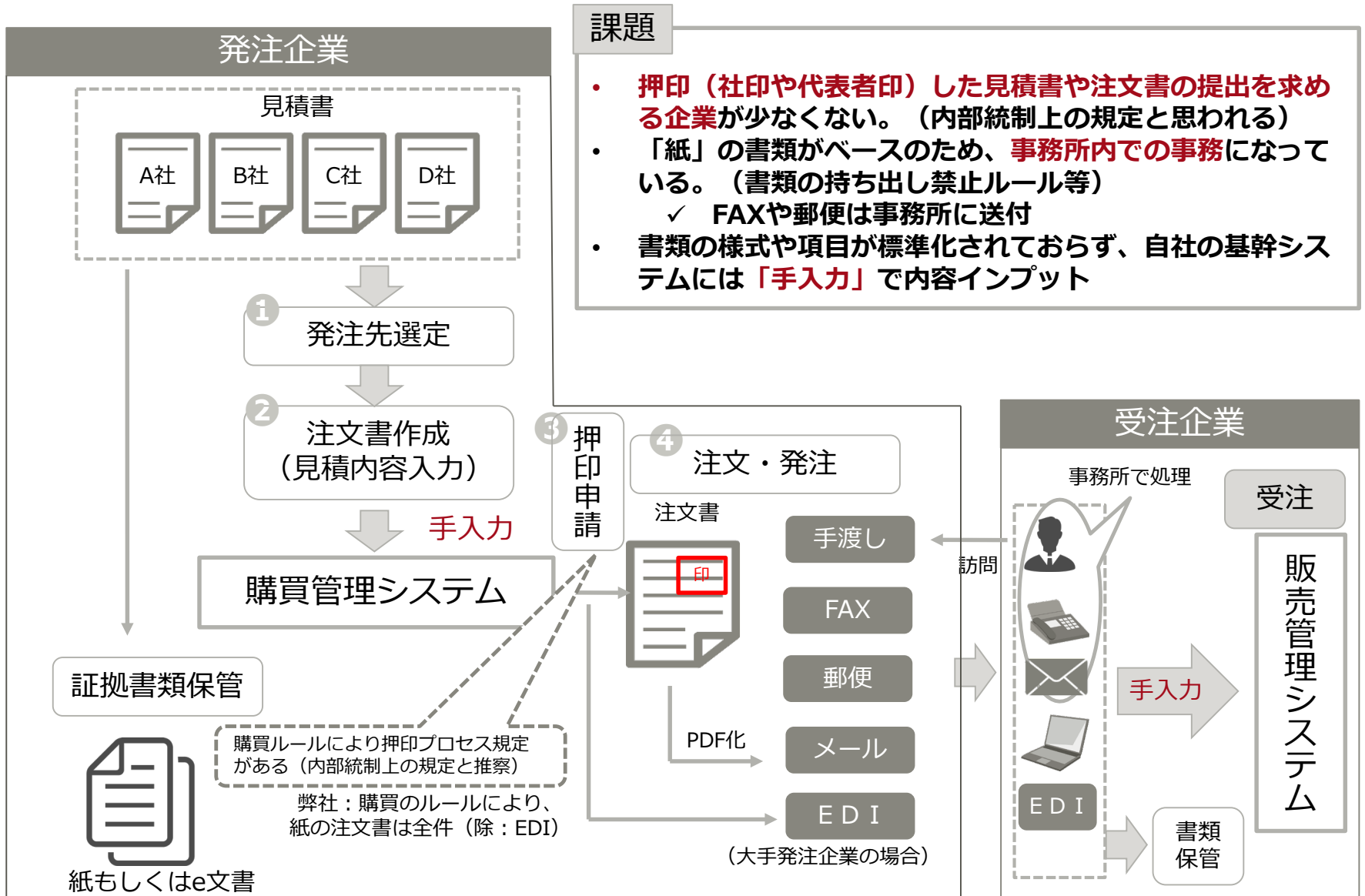
# 見積プロセスの例



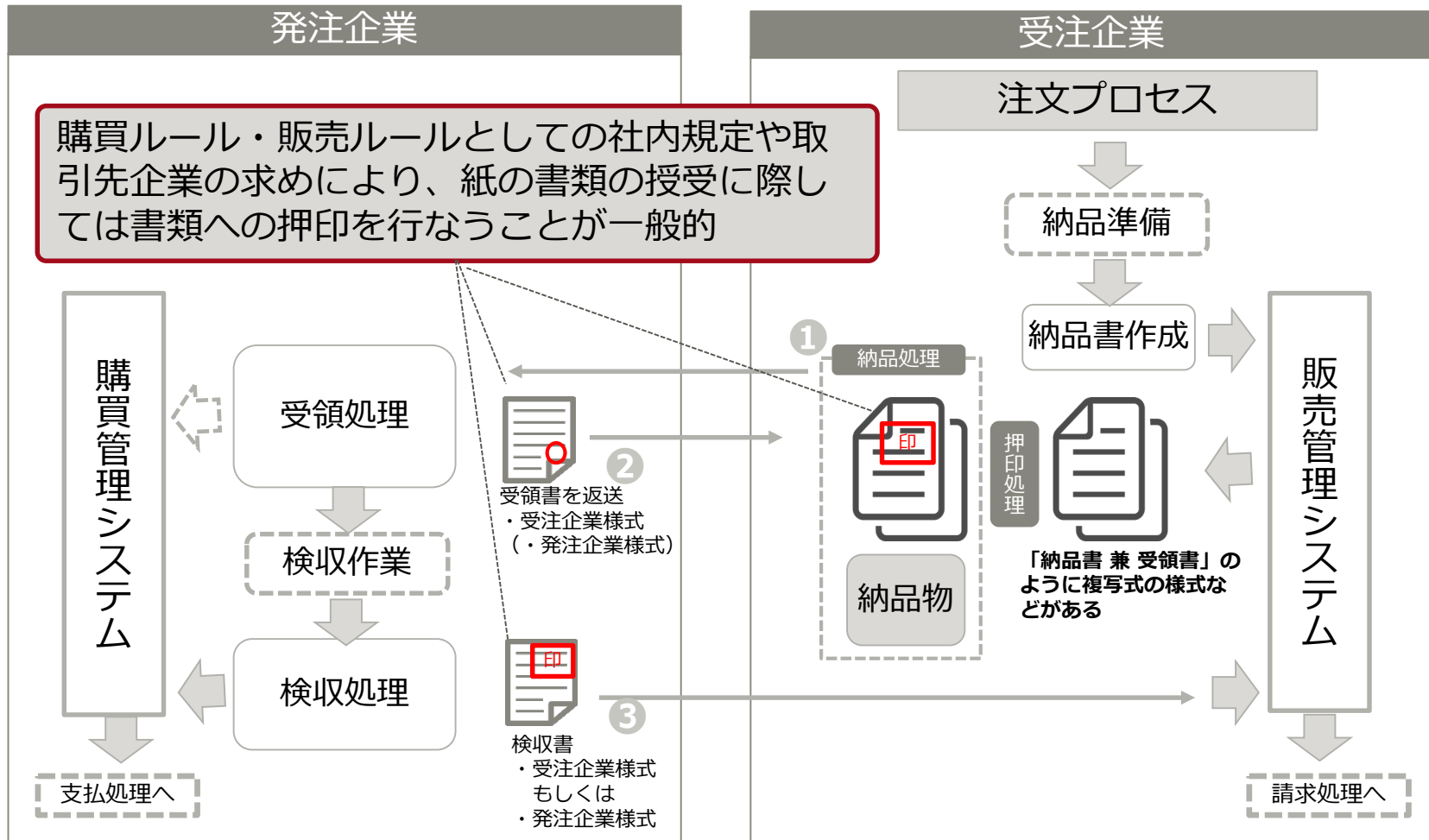
## 課題

- 受注企業は依頼の証跡を残せる方法で見積依頼を受領したいが、証跡を残しにくい電話による依頼も行なわれている。そのため**電話・FAX・郵便による受付のため事務所内の事務**となっている。
- 見積依頼書類の様式や項目が標準化されておらず、自社の基幹システム（販売管理）には「**手入力**」で内容インプット。
- 見積書には**押印（社印や代表者印）を求める発注企業が少なくない**。（弊社発行分は全件）
- 同一の案件でも複数回の見積書を提示（回答）するケースがある。

# 注文プロセスの例



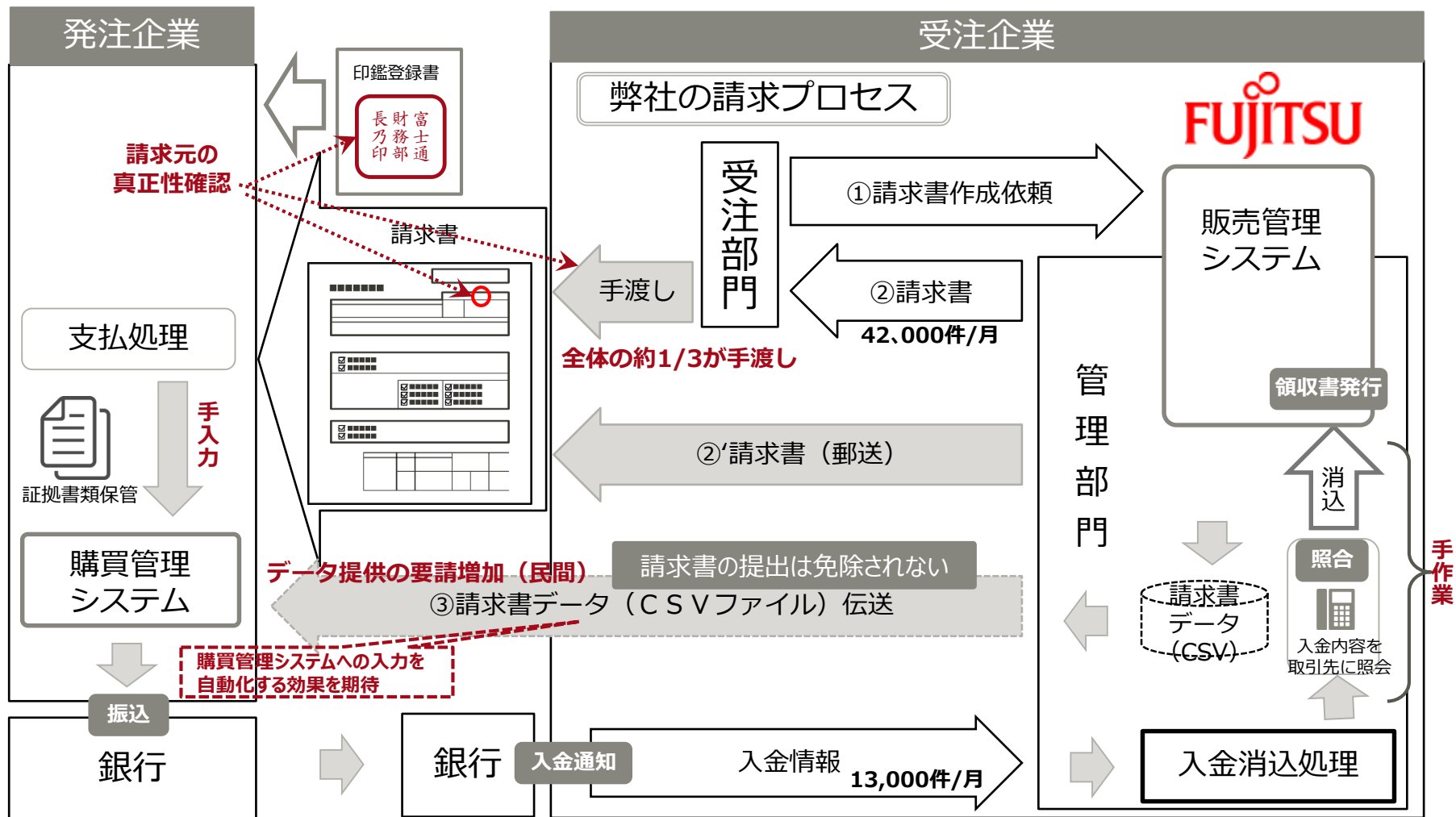
# 出荷・検収プロセスの例



## 課題

- 発注企業と受注企業間で授受される書類は、双方とも「押印（社印や担当者印）された紙の書類」を使用することが慣例。（一部、大手の発注企業ではEDIで対応の事例もある）
- 紙の書類の場合、郵送や手渡しするため事務所内の事務が必要となっている。

# 請求・支払プロセスの例



## 課題

- 請求書や領収書を電子化しネットワークを通じて提示することでコストダウンや事務効率化を実現したい。しかし、取引先企業は「押印（社印や代表者印）された紙の請求書」の提示を求める。
- 請求書を郵送や手渡しするため事務所内の事務が必要となっている。
- 入金情報と請求書の情報をマッチングさせるための照合処理が手作業のため事務負担が大きい。



# 商流取引のデジタル化の可能性

紙・電話・FAXのプロセスを電子化し、データ連携で業務効率化と堅確化を実現

平成28年度 経営力向上・IT基盤整備支援事業（企業間ビジネスデータ連携基盤実証）

狙い

- ・ 業務効率アップでコスト削減
- ・ 人的ミスの軽減
- ・ 情報検索の効率化

・ 電子化  
・ データ連携

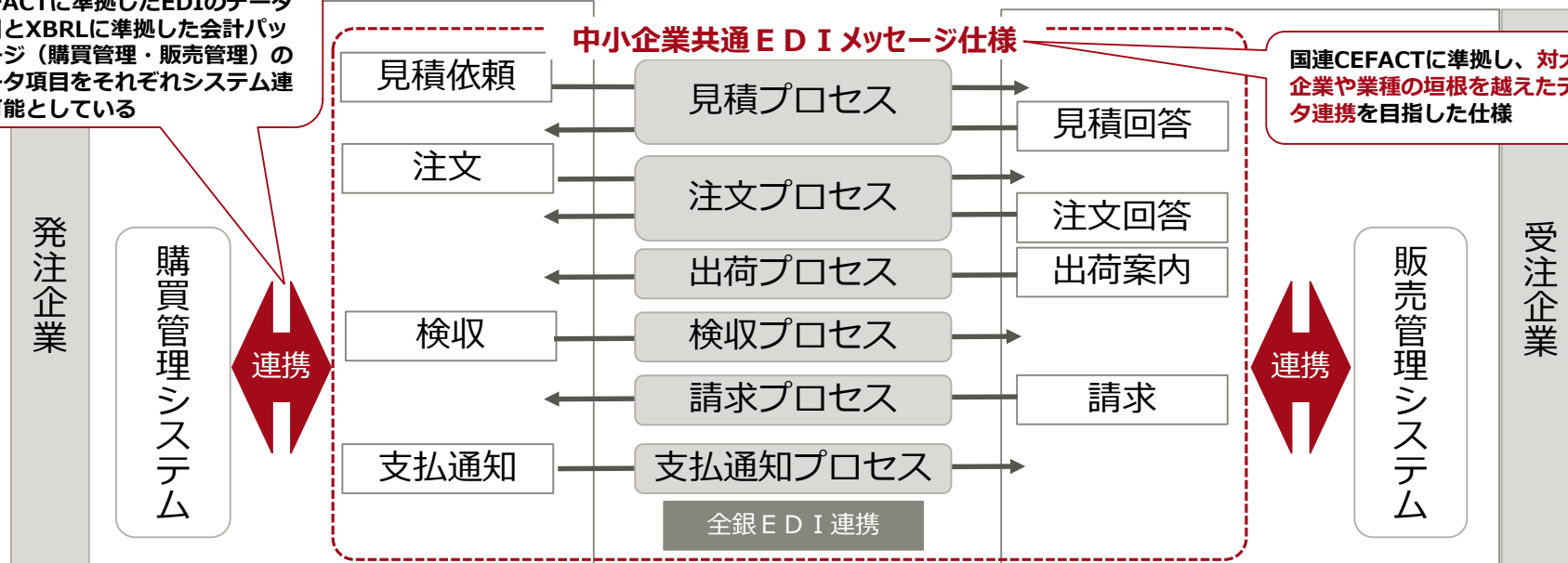
主要な効果

- ・ 書類の作成や印刷が不要となり、モバイル機器の利用で事務所でなくても業務が可能となった
- ・ **手入力が不要**となり、入力ミスや事務処理ミスが削減
- ・ 保管書類が電子化されることで情報検索に要する時間短縮

**業務時間削減効果：発注企業＝約62%、受注企業＝約55%**

手入力を不要にするため、国連CEFACTに準拠したEDIのデータ項目とXBRLに準拠した会計パッケージ（購買管理・販売管理）のデータ項目をそれぞれシステム連携可能としている

国連CEFACTに準拠し、対大手企業や業種の垣根を越えたデータ連携を目指した仕様



次のステップでは、「データを作成した組織の正当性」を確認できる仕組みの実装が求められると推察

国連CEFACT：United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business  
XBRL：eXtensible Business Reporting Language

参照資料：中小企業庁「経営力向上・IT基盤整備支援事業」報告書、特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会HP

# 適格請求書等保存方式への対応（考察）

2023年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」により受発注等の商流取引が受ける影響・課題を考察する

## 適格請求書等保存方式とは（主要なもの）

### 「適格請求書」の記載事項

- ・ 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引の内容
- ・ 受領者の氏名又は名称
- ・ **適格請求書発行事業者の登録番号** 追加項目
- ・ **軽減税率の対象品目**である旨（※や☆等の記号と説明）
- ・ **税率ごとに区分**して合計した対価の額及び適用税率
- ・ **税率ごとに区分**して合計した消費税額等

### 適格請求書発行事業者

- ・ 2021年10月1日より、適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始
- ・ 適格請求書発行事業者のみ適格請求書等を交付可能
- ・ 適格請求書等の保存義務がある
- ・ **書面のほか電磁的記録も容認**

### 仕入税額控除

- ・ 買い手は、帳簿適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件の一つ  
（仕入先に支払った消費税相当額を差し引く）
- ・ **免税事業者は適格請求書等を発行できない**  
（仕入税額控除できない）

## 想定される影響

**適格請求書発行事業者**（課税事業者）と非課税事業者の識別とその方式

発行側・受領側双方に請求書の保存義務

軽減税率対象品目の仕入れ有無確認

**請求書に基づき、税率ごとに区分して帳簿等に記帳（仕入れ、売上げ）**

税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算し申告

## 課題

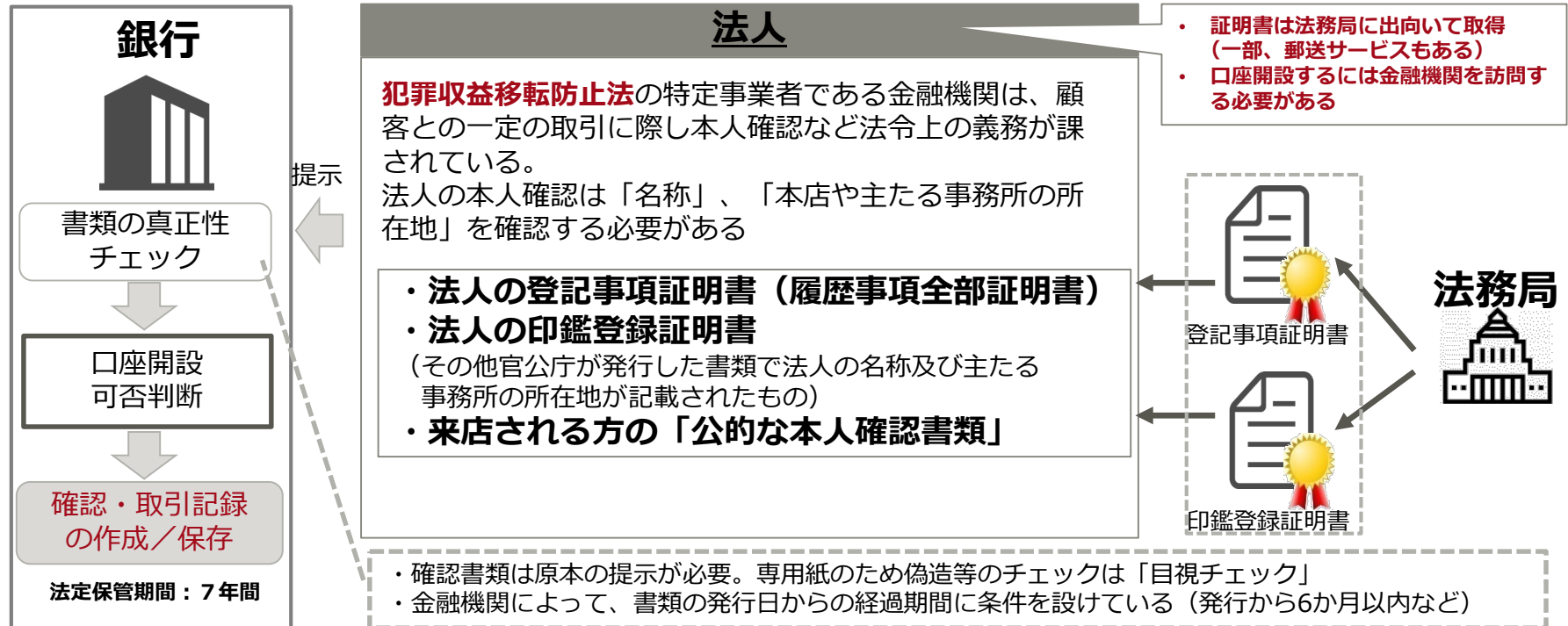
- ・ 紙の請求書をもとに税率ごとに区分して、会計システム（購買管理システム等）に手入力するのは**誤入力のリスク**が高く、入力担当者の業務負担が大きい。
- ・ 同様に軽減税率対象品目かどうかの確認はA Iなどの活用により効率化することが期待される。
- ・ 国税庁の資料によれば、**適格請求書発行事業者の情報はインターネットを通じて確認可能**としている。確認可能な情報のうち、**登録年月日、取消、失効年月日**を用いて課税事業者か否かの確認を行なう必要があるとの意見がある。

「請求書の電子化」と、その請求書には「組織が発行したデータの信頼性」が確保されていることが重要

# 金融取引

# 口座開設時の「本人確認」 (法人の場合)

本人確認書類が専用紙 (地紋紙) のため電子化が困難



## 課題

- 個人の本人確認はオンライン本人確認 (eKYC) などデジタル化が進んでいるが、法人については証明書類が専用紙のため電子化が進まず、店舗で現物処理が必要なため**手作業**が多い。事務の効率化に課題。

eKYCの例としては、スマートフォンなどのカメラで本人確認書類 (運転免許証やマイナンバーカードなど) と本人の顔写真を撮影し送信してもらうことでオンラインだけで本人確認を行なう仕組みとして、個人向けの金融サービスで実現している。

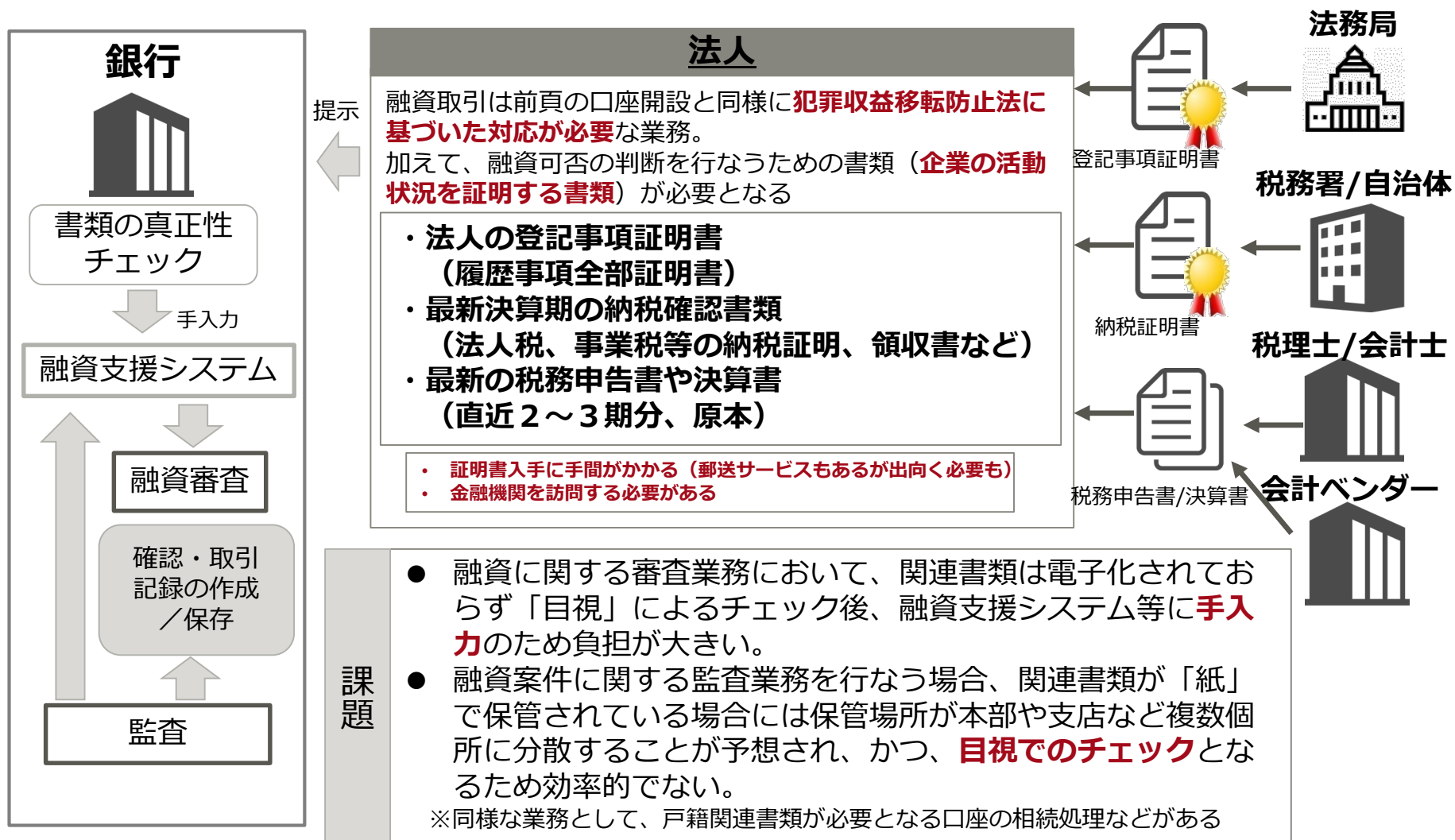
eKYC : electronic Know Your Customer

※犯罪収益移転防止法：犯罪による収益の移転防止に関する法律

※特定事業者：金融機関、ファイナンスリース事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者など

出典：犯罪収益移転防止法の概要 (警察庁)

融資審査業務に必要な書類の電子化が進まないため業務効率化が困難




官公庁や士業が発行する書類の電子化と、電子データを発行した組織の正当性を確認できる仕組みが必要

- 今回検討した「受発注等の商流取引」では、「見積プロセス」、「注文プロセス」、「出荷・検収プロセス」、「請求・支払プロセス」において、取引相手の企業から受領する書類に「紙の授受」が行なわれている。これは取引全体のプロセスにおいて「書類の発行元」の正当性の確認とその証跡を残す目的と考えられる。
- 同様に「金融取引」では、「法人の本人確認プロセス」、「融資審査業務プロセス」において官公庁が発行する書類に「紙の授受」が行なわれている。民間企業においても法令対応で「紙の授受」が必要となる業務が存在する。



今後、Society5.0実現にむけたデジタル化の進展が期待されます。そのためには、デジタル化に加えて組織が発行するデータの信頼性確保が必要と考えます。



**FUJITSU**

shaping tomorrow with you